



住民税非課税世帯や家計急変世帯に 臨時特別給付金を給付します

国の決定に基づき、住民税均等割非課税世帯などに対し、1世帯当たり10万円の臨時給付金を給付します。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人たちの生活や暮らしを支援するために行われるものです。対象世帯や給付方法などは、次のとおりです。

対象世帯

① 住民税非課税世帯

基準日（3年12月10日）に世帯全員の3年度分の住民税均等割が非課税の世帯。

※基準日時点で住民登録されている市町村が給付します

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象となりません

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、

住民税非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（3年1月から4年9月までの家計急変が対象）。

家族構成によって、非課税相当限度額が異なります。収入が非課税世帯並みに減額したことを、3年分所得の確定申告書や源泉徴収票、離職証明書などにより確認し判定します。3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を12倍して年収を算定する方法もあります。※申請時点で住民登録されている市町村が給付します

給付額

1世帯当たり10万円

給付時期

申請書類受け付け後約2週間後を目途に、指定の口座に振り込みます。

給付期間は1月下旬から10月中旬頃まで。

給付方法

世帯主の口座に振り込みます。

① 住民税非課税世帯

市が非課税世帯を抽出し「支給要件確認書」または「申請書」を対象の世帯に送付します。必要事項を記載の上、提出してください。

支給要件確認書返送期限 4月13日 困

申請書による申請期限 9月30日 困

② 家計急変世帯

対象となる世帯は申請が必要ですが、詳しくはお問い合わせください。

申請期限 9月30日 困

問い合わせ・申請先

本庁福祉課地域福祉係（☎34-2324）

市ホームページ



臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報のだまし取り」にご注意ください！

自宅や職場などに市や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに市や警察に連絡してください。

